岩手県開発審査会審査基準の一部改正

岩手県開発審査会審査基準(昭和46年2月9日制定)の一部を次のように改正し、令和5年5月26日から施行する。

岩手県開発審査会会長 坂 田 清 美

改正前		改正後		
区分	基準	区分	基準	
1 · 2 [略]		1・2 [略]		
3 開発区域周辺にお	(1)~(11) [略]	3 開発区域周辺にお	(1)~(11) [略]	
ける市街化を促進す	(12) 特定流通業務施設	ける市街化を促進す	(12) 特定流通業務施設	
るおそれがなく、か	[前文略]	るおそれがなく、か	[前文略]	
つ、市街化区域内に	ア [略]	つ、市街化区域内に	ア [略]	
おいて行うことが困	イ [略]	おいて行うことが困	イ [略]	
難又は不適当な開発	(ア) [略]	難又は不適当な開発	(ア) [略]	
行為又は建築行為(	a 滝沢インターチェンジについては、国道4号のうち	行為又は建築行為(	a 滝沢インターチェンジについては、国道4号のうち	
都市計画法(昭和43	<u>分かれ</u> 南交差点から <u>家畜保健衛生所</u> 交差点までの区間	都市計画法(昭和43	<u>分れ</u> 南交差点から <mark>県立大学入口</mark> 交差点までの区間の両	
年法律第100号。以下	の両側おおむね500m以内の区域(当該道路に接するか	年法律第100号。以下	側おおむね500m以内の区域(当該道路に接するか、当	
「法」という。)第	、当該道路に接続する幅員9m以上の道路に接するこ	「法」という。)第	該道路に接続する幅員9m以上の道路に接することを	
34条第14号、都市計	とを要する。)	34条第14号、都市計	要する。)	
画法施行令(昭和44	b~d [略]	画法施行令(昭和44	b~d [略]	
年政令第158号) 第36	e 国道 4 号のうち紫波郡矢巾町大字藤沢 8 地割 <mark>字坂の</mark>	年政令第158号) 第36	e 国道 4 号のうち紫波郡矢巾町大字藤沢 <mark>第</mark> 8 地割の糸	
条第1項第3号ホ)	<u>上</u> の約0.12kmの沿道(西側部分を除く。)及び同大字	条第1項第3号ホ)	0.12kmの沿道(西側部分を除く。)及び同大字東徳田	
	東徳田第6地割 <mark>字谷地</mark> から同大字土橋第10地割 <mark>字井島</mark>		第6地割から同大字土橋第10地割までの約2.45kmの沿	
	までの約2.45kmの沿道(当該道路に接することを要す		道(当該道路に接することを要する。)	
	る。)		(イ)~(ウ) [略]	
	(イ)~(ウ) [略]			

(13) 有料老人ホーム	(13) 有料老人ホーム
[前文略]	[前文略]
ア〜ウ [略]	ア~ウ [略]
エ その立地につき、市町村の福祉施設、都市計画の観点か	エ その立地につき、市町村の福祉施策、都市計画の観
ら支障がないことについて市町村長が承認を与えたもの	ら支障がないことについて市町村長が承認を与えた
であること。	であること。
(14)~(22) [略]	[14]~(22) [略]
(23) 既造成土地に係る建築行為	(23) 既造成土地に係る建築行為
[前文略]	[前文略]
ア 原則として、都市計画の決定又は変更の日において開発	ア 原則として、都市計画の決定又は変更の日において
が概成した土地であり、かつ開発することについて、農地	が概成した土地であり、かつ開発することについて、
法による農地転用許可、 <mark>宅地造成等規制法</mark> (昭和36年法律	法による農地転用許可、 <u>宅地造成及び特定盛土等規制</u>
第191号)による宅地造成に関する工事の許可若しくは届	昭和36年法律第191号)による宅地造成に関する工事
出等他法令の許可等が必要なものについては、これらの許	可若しくは届出等他法令の許可等が必要なものにつ
可等がなされた土地であること。	は、これらの許可等がなされた土地であること。
イ~エ [略]	イ~エ [略]
(24) [略]	(24) [略]
(25) 「申請なき既存宅地」	(25) 「申請なき既存宅地」
[前文略]	[前文略]
ア〜イ [略]	ア~イ [略]
ウ [略]	ウ [略]
(ア)~(イ) [略]	(ア)~(イ) [略]
(ウ) 市街化調整区域となった日の前日以前に、農地転用	(ウ) 市街化調整区域となった日の前日以前に、農地

許可、道路位置指定、 <mark>宅地造成等規制法</mark> による許可な ど、建築物の建築を目的として法令に基づく許可等を 受け、宅地造成された土地であること。 (エ) [略] エ [略]		許可、道路位置指定、 <mark>宅地造成及び特定盛土等規制法</mark> による許可など、建築物の建築を目的として法令に基づく許可等を受け、宅地造成された土地であること。 (エ) [略] エ [略]
(26) [略]		(26) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。